

○ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

○ 医療的ケア児が保護者の付添いなしに、学校で医療的ケアを受けられる環境を整える。

- 日常的に医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、酸素療法、人工呼吸器使用など）が必要な児童（医療的ケア児）は、医療技術の進歩を背景に増加傾向で、現在約1.9万人。学校等に看護師など医療的ケアを行う者がいないと、保護者は付添いのため離職を余儀なくされるケースも。
- 医療的ケア児支援法（令和3年9月18日施行）は、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアが受けられるようにすることを学校に求めているが、施行後も、児童の把握や就学先の調整が遅れて看護師の配置が間に合わないなど、保護者が付き添わざるを得ない例などがみられる。

主要調査事項

- 医療的ケア児の把握、関係部局の連携、看護師等の確保の状況
 - ・ 市区町村の関係部局における対象児童の把握・連携状況
 - ・ 看護師その他医療的ケアを行える人材の確保状況
 - ・ 地域における医療的ケア児の在籍と看護師等の配置状況
- 学校における医療的ケアの実施状況
 - ・ 在籍児童に対する医療的ケアの実施状況・実施範囲
 - ・ 保護者の付添いの状況
 - ・ 医療的ケアガイドライン、ケアマニュアルなどの整備状況
- 災害など緊急時への備えの状況
 - ・ 医療的ケア児の避難計画などの整備状況
- その他（「きょうだい児」など現場や家族が抱える課題の把握等）

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村（いずれも教育委員会を含む。）、小学校、特別支援学校、関係団体等

調査実施期間

令和4年12月～5年11月（予定）